

【2021年4月以降(イラスト解説)】

①事前手続き



研究者

閲覧許可申請に必要な書類を臨床試験支援センターへ提出



臨床試験支援センター
臨床研究支援担当スタッフ

提出書類の内容を確認後、総合臨床研究部へ提出



中央病歴室

★誓約書(写し)
→中央病歴室へ送付

②閲覧日前日までの手順



臨床試験支援センター
臨床研究支援担当スタッフ

臨床試験支援センターから中央病歴室及び医療情報部へ、メール連絡



中央病歴室



医療情報部

【臨床試験支援センターで閲覧前日までにを行う作業】

- 部門システムに臨床研究情報を登録
- 臨床試験支援センターが使用許可を得ているICカードと研究情報の紐づけ作業

【外部支援者との情報交換】

- カルテ閲覧を実施したい日時が決まり次第、メールにて連絡を受ける。
※前日や当日、急な依頼を受けることもある

②閲覧日当日の手順



臨床研究
外部支援者

閲覧者本人が中央病歴室よりICカードを受け取る



中央病歴室

- 本人確認のための身分証の提示をしてもらったうえで、臨床試験支援センターからの連絡にあった担当者と同じであることが確認できたら、ICカードを渡す。

臨床試験支援センターのSDV
室でカルテ閲覧を開始



開始時・終了時には臨床試験支援センターへ一報入れる

終了後、「診療記録等閲覧・提供依頼書(別紙様式2(第10条関係))の提出及びICカードを中央病歴室へ返却



臨床試験支援センター
臨床研究支援担当スタッフ

帰宅



臨床研究
外部支援者